Foreign Educational Visit Program［FEVプログラム］

中・高校生のための短期語学研修

東京発✈
〔羽田・成田〕
2027年
3月
全国各地からも
ご参加いただけます。
（国内線追加プランあり）

春休み

学校体験入学 & ホームステイ

第43回 オーストラリア Australia

第2回 ニュージーランド New Zealand

- 教員もしくは教員経験者が引率
- 海外の同世代との交流
- ホストファミリーとの海外生活体験
- 47年の実績



さよならパーティーイメージ

無料 プログラム説明会・事前オリエンテーションを開催!

お得な早割プラン
12月1日まで
お申込みの方
10,000円引き
（他の割引との併用はできません）

〈研修企画〉日本青少年海外研修研究会
JCE (Japan Council for Educational Visits of Youths)

〈旅行企画・実施〉近畿日本ツーリスト
近畿日本ツーリスト株式会社 グローバル教育センター

〈後援〉公益財団法人全国修学旅行研究協会

〈賛同〉オーストラリア政府観光局 Australia
ニュージーランド政府観光局 100% PURE NEW ZEALAND

▲ホームページはこちらから

©ACOSTA_KNTCT
▲Instagramはこちらから

FEVプログラムの特色


現地生徒と・イメージ

❶日本青少年海外研修研究会による企画・運営

青少年の国際教育交流・海外研修に対して豊富な経験を有する研究団体が企画・運営をする教育的意義の深いプログラムです。

❷過去47年の実績

1977年にアメリカ・カリフォルニア州におけるホームステイで始まり、47年の実績と経験に基づく充実した内容のプログラムです。学校体験入学&ホームステイのオーストラリアは、1982年からオーストラリアで実施をしており43年目を迎えます。また、ニュージーランドは2026年夏に続き2回目の実施となります。オーストラリアは春休み・夏休みあわせて10,000名以上の方々がこれまで参加しています。

※2026年オーストラリア春休み15名様、夏休みオーストラリア62名様、ニュージーランド16名様にご参加いただきました。


英語レッスン・イメージ

❸現職教員または教員経験者による引率

現職の教員または教員経験者がグループリーダーとして引率します。現地コーディネーターと協力してプログラムの運営をサポートし、また参加者の相談、生活指導も行います。

❹近畿日本ツーリストグループの海外ネットワーク

緊急時には、近畿日本ツーリストグループの海外ネットワークを活かしてサポートをいたします。

日本青少年海外研修研究会について

現職の教員および教員経験者による研究会です。青少年の内面生活を豊かにし、教養、文化活動を進化、発展させる契機となるように、青少年に海外調査、研究の良き場と機会を提供することを目的として1976年に設立されました。

具体的な活動として、青少年のための海外研修プログラムの企画、運営、調査研究活動を行っています。

■ 主な構成メンバー

会　　長　都井 建一（つくば秀英高等学校教諭）

事務局長　江藤 照美（英明フロンティア中学校 高等学校教諭）

FEVプログラムの意義

海外研修の魅力は、教室で学んだ英語をきっかけに、現地でのさまざまな交流や体験を通して、世界の人々と心でつながれることです。勇気を出して話しかけ、思いが伝わったときの喜びや、人との出会いから得られる経験は、その後の学びを支える大きな力になります。

私自身、長年、教育と国際交流に携わる中で、海外での出会いを通して青少年が自信をつけ、視野を広げていく姿を見てきました。そうして羽ばたいた参加者たちは、今では社会人として日本のみならず世界各地で活躍しています。ホームステイや現地の学校での交流は、異なる文化や価値観に触れ、自分自身や日本の良さを見つめ直す機会にもなります。英語が得意な人も、まだ自信のない人も、まずは一歩を踏み出してみてください。本研究会は、これまで培ってきた教育への思いと現地とのつながりを大切に、皆さんの挑戦を支えていきます。世界との出会いが、皆さんの未来の可能性を広げることを願っています。

日本青少年海外研修研究会 会長　都井 建一

コース選びのアドバイス

全　共　通

- ●教員又は教員経験者の引率
- ●ホームステイ滞在
- ●現地の学校に通うプログラム
- ●現地生徒との交流

オーストラリア

- ●英語レッスンと現地授業の両方を受けたい方
- ●観光も楽しみたい方

ニュージーランド

- ●自分の英語力を試したい方（英語レッスンなし）
- ●現地での交流を重視したい方

地域情報

Australia　Sydney シドニーについて



オーストラリア南東部に位置するニューサウスウェールズ州の州都で、オーストラリア最大の人口を有します。オセアニアを代表する国際的な観光都市でもあり、海に臨むオペラハウスなどが著名で、世界でも最も美しいといわれる都市のひとつです。

3月の平均気温	日本との時差　サマータイム期間
最高24℃・最低17℃	(2027年4月4日 午前3:00まで)+2時間

New Zealand　Auckland オークランドについて



人口の3分の1が集中するニュージーランド北島の最大都市。2つの湾に挟まれた港湾都市で"City of Sails"と呼ばれ、多様な文化、火山地形、美しいビーチなど自然豊かな都市です。

3月の平均気温	日本との時差　サマータイム期間
最高22℃・最低15℃	(2027年4月4日 午前3:00まで)+4時間

FEVプログラムの内容

●P.9のご案内とご注意もご確認ください

❶体験入学（学校での生活）

オーストラリア・ニュージーランドの学校（公立または私立）に通い、現地生徒と交流ができるプログラムです。日本の学校との違いを肌で感じ、生きた英語に触れる良い機会となります。

●体験入学をする学校

<オーストラリアコース>
シドニー近郊・郊外のセカンダリースクール（日本の中学生以上が通う学校）に通学します。

<ニュージーランドコース>
オークランド近郊・郊外のセカンダリースクールに通学します。

●現地生徒との交流

現地校での授業や休み時間などに、現地生徒と交流することが出来ます。

●英会話レッスン（ESL）※オーストラリアコースのみ含まれます。

現地の先生による会話を中心としたカリキュラムのレッスンを行います。ホストファミリーや現地生徒とのコミュニケーションに活かせる英語、また現地の文化などを英語で学びます。
※参加者だけの1クラスとなり、現地生徒は原則参加しません。

●現地生徒との授業参加

音楽、美術、家庭科、数学、体育、コンピューターなど様々で、日本語授業が行われている学校では授業に参加しお手伝いをすることもあります。
※英会話レッスンや授業参加以外にも、体験入学校によっては文化体験、小学校訪問、スポーツなど特別授業を行う場合もあります。


授業参加・イメージ

●さよならパーティー

お世話になった方々に対する感謝の意味も含めて、さよならパーティーが行われます。踊りや歌、日本の文化紹介など何か披露するのが一般的です。

❷ホームステイ（家庭での生活）

現地の一般家庭にホームステイをします。ホストファミリーと交流し、海外の家庭における生活を通じて、海外の人々の暮らしぶりや文化などを体験的に学ぶことができます。


ホストファミリーと・イメージ

●ホストファミリー

ホストファミリーは、体験入学をする学校に通っている生徒や学校職員の家庭もしくは、地域の国際交流に協力的な家庭から選ばれます。（子供がいる家庭とは限りません。）

1家庭に2名の日本人の滞在を前提に進めております。（参加人数や男女比、および現地受け入れ機関の都合により、1名または3名1家庭になる場合もございます。）

ホストファミリーは当プログラムの趣旨に賛同し、日本からの生徒に自国の文化を知ってもらい、英語を学んでもらいたいという気持ちで、自分の家庭を自発的に開放してくれます。そういう気持ちを持った家庭数はホテルの部屋のように確約できるものではございません。日本人2名で滞在することは他の参加者と協力することで、より積極的な気持ちを持ってホストファミリーとコミュニケーションを取ることが出来ます。
外国の家庭と生活を共にし、お互いの国の文化・生活・習慣・物の考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることがホームステイの最大の目的です。

●部屋

滞在家庭の子供や他の留学生とシェアする場合や、一部屋を1人で使わせてもらう場合もあります。（各家庭の事情により異なります。）

●食事

ホームステイ滞在期間中の朝食・昼食・夕食は、ホストファミリーに用意するようお願いしております。朝食、昼食は、滞在先にある食材を使って各自で用意する場合もございます。また、外食時は各自にてご負担いただく場合もございます。

❸エクスカーション（観光）

滞在期間中にエクスカーション（観光）が実施されます。


エクスカーション・イメージ

<オーストラリアコース>
・到着日と出発日
<ニュージーランドコース>
・到着日
※現地生徒は原則同行しませんが、体験入学校によっては同行する場合もございます。



オーストラリア コース 8日間

出発日 2027年3月20日(土)



エクスカーション・イメージ



授業風景・イメージ



さよならパーティー・イメージ

旅行代金 東京(羽田)発着・お1人様 **燃油サーチャージ別途必要**

旅行期間	8日間
2027年3月20日(土)～3月27日(土)	715,000円

※羽田空港施設使用料(2,950円)、国際観光旅客税(3,000円)、燃油サーチャージ(目安130,000円)、海外空港諸税(目安14,700円、132.56オーストラリアドル、10月14日時点の換算レート)が別途必要です。
※燃油サーチャージは2026年10月14日現在のものです。今後増額または減額になる場合がございます。燃油サーチャージ、国内・海外空港諸税は旅行代金残金お支払いの際に併せてお支払いいただきます。

●申込書の希望コースをご選択下さい。学年・性別・参加人数などにより調整させていただく場合がございます。
●研修地域、体験入学校はご指定いただけませんので、あらかじめご了承ください。事前オリエンテーション(2月上旬～中旬)の際にご案内いたします。

旅行代金に含まれるもの

①航空運賃:日程表に記載された区間のエコノミークラス運賃
②手荷物運搬送料金:航空会社の規定する荷物制限内
③現地学校でのプログラム費用
④シドニー空港・研修地域間往復の送迎費用
⑤日程表に記載された観光費用
⑥ホームステイ宿泊料金(滞在期間中の朝食・昼食・夕食はホストファミリーにより提供されます。)
⑦ホテル宿泊費
⑧通学費
⑨食事:朝5回、昼4回、夕5回(機内食はこの回数に含みません。ホストファミリーから提供される食事回数を含みます。)
※上記各費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

※上記費用以外には旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。
①旅券印紙代・証紙代
②電話代、郵便代などの個人的費用
③航空会社の規定する荷物制限を超える超過手荷物料金
④任意海外旅行保険<必ず加入してください。受け入れ条件の一つです。>
⑤自宅・空港間往復の日本国内交通費
⑥事前オリエンテーション参加に要する交通費
⑦現地での自由行動時の個人的費用
⑧羽田空港施設使用料
⑨国際観光旅客税
⑩海外空港諸税
⑪ETA取得費用
⑫燃油サーチャージ

参加資格 中学・高校生(ご参加時)
英語を学ぶ意欲があること(英語力は問いません。)
集団行動が出来ること

研修場所 シドニーの学校(公立または私立)
※研修場所および宿泊はシドニーの近郊や郊外となる場合がございます。

滞在方法 ホームステイ(1～3名1家庭)

利用ホテル Metro Hotel Marlow Sydney Central(3月25日(木))
※相部屋利用となります。お部屋タイプは3名1室(洋室ツイン+エキストラベッド、シャワー・トイレ付)場合によっては2名1室となります。

申込締切日 2027年1月25日(月)
※申込締切後も受け付ける場合がございますので、ご希望の際はお問い合わせください。
※原則として先着順に受け付けます。ホームステイ先や体験入学校の受け入れ状況により、申込締切前に締め切ることがあります。

最少催行人員 10名

添乗員 添乗員は同行しませんが、引率者(現職教員または教員経験者)が1名同行いたします。引率者は旅程管理を行いません。

旅券・査証 下記「旅券・査証」情報は日本国籍のものです。日本国籍以外の方は、ご自身の国の領事館および各国大使館等にお問合せください。
本留学には、2027年6月30日まで有効な旅券(パスポート)が必要です。
※オーストラリア入国許可登録(ETA)が必要です。お申込み後にマニュアルをお渡ししますので、ご自身で申請ください。(クレジットカード払いのみ)

日程表 ※発着時間、交通機関、スケジュールは変更になる場合があります。

日時	行程(◎入場観光／▲下車観光)	食事
3/20(土)	羽田空港発 22:45　全日空879便にてシドニーへ (機内泊)	機
3/21(日)	シドニー空港着　10:30　入国手続き 専用車でシドニー観光へ(昼食各自購入) ミセスマッコリーズチェア▲ オペラハウス▲ 研修地域へ移動 ホストファミリー宅へ (シドニー泊／ホームステイ)	機 昼：× 夕：HS
3/22(月) ～ 3/24(水)	現地校でのプログラム (シドニー泊／ホームステイ)	朝：HS 昼：HS 夕：HS
3/25(木)	現地校でのプログラム 研修地域出発 ホテルへ移動、チェックイン (シドニー泊／ホテル)	朝：HS 昼：HS 夜：○
3/26(金)	研修地域発 専用車でシドニー観光へ(昼食各自購入) 動物園◎ シドニー空港発 21:45　全日空880便にて羽田へ (機内泊)	朝：○ 昼：× 夕：×
3/27(土)	羽田空港着 5:20　入国手続き　解散	機

※この行程は2026年9月15日現在の運航スケジュールを基準としております。
確定したお時間は別途書面にて通知いたします。
※利用予定航空会社:全日空(エコノミークラス)
※天候やその他現地の都合により、記載の内容が変更する場合がございます。
※×=食事なし、○=弁当またはケータリング、HS=ホストファミリーより食事が提供されます。
(朝食・昼食は滞在先にある食材を使って各自用意する場合もございます。)
※食事条件:朝5回、昼4回、夕5回(機内食はこの回数に含みません。)

オーストラリアでの現地校体験プログラムについて

現地の先生による、会話を中心としたカリキュラムの英会話レッスンを行います。英会話レッスンは参加者のみのクラスで、現地生徒は原則として参加しません。オーストラリアコースでは、英会話レッスンに加えて現地校の授業にも参加し、英語を学ぶ時間と現地の学校生活の両方を体験することができます。



●体験入学校でのサンプルスケジュール

	月	火	水	木
8:40～10:50	英会話レッスン	日本語授業参加	英語を使った郊外学習	授業参加
10:50～11:20	休み時間			
11:20～12:50	授業参加	英会話レッスン	ダンスクラス参加	さよならパーティーの準備
12:50～13:40	昼食			修了式&さよならランチパーティー
13:40～14:50	音楽クラス参加	英会話レッスン	授業参加	

※上記スケジュールは一例です。体験入学校により時間や内容は異なります。

ニュージーランド コース 11日間

出発日
2027年
3月20日(土)



エクスカーション・イメージ



授業参加・イメージ



現地生徒と一緒に・イメージ



ホストファミリーと・イメージ

旅行代金 東京(成田)発着・お1人様 **燃油サーチャージ込**

旅行期間	11日間
2027年3月20日(土)～3月30日(火)	740,000円

※成田空港施設使用料(3,160円)、国際観光旅客税(3,000円)、海外空港諸税(目安10,790円、121.34ニュージーランドドル、10月14日時点の換算レート)が別途必要です。
※2026年10月14日現在のものです。今後変更になる場合がございます。国内・海外空港諸税は旅行代金お支払いの際に併せてお支払いいただきます。

●申込書の希望コースをご選択下さい。学年・性別・参加人数などにより調整させていただく場合がございます。
●研修地域、体験入学校はご指定いただけませんので、あらかじめご了承ください。事前オリエンテーション(2月上旬～中旬)の際にご案内いたします。

旅行代金に含まれるもの

①航空運賃:日程表に記載された区間のエコノミークラス運賃
②手荷物運搬送料金:航空会社の規定する荷物制限内
③現地学校でのプログラム費用
④オークランド空港・研修地域間往復の送迎費用
⑤日程表に記載された観光費用
⑥ホームステイ宿泊料金(滞在期間中の朝食・昼食・夕食はホストファミリーにより提供されます。)
⑦通学費
⑧食事:朝8回、昼8回、夕9回(機内食はこの回数に含みません。ホストファミリーから提供される食事回数を含みます。)
⑨燃油サーチャージ(今後燃油サーチャージが増減または廃止された場合でも旅行代金に変更ありません。)
※上記各費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

※上記費用以外は旅行代金には含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。
①旅券印紙代・証紙代
②電話代、郵便代などの個人的費用
③航空会社の規定する荷物制限を超える超過手荷物料金
④任意海外旅行保険<必ず加入してください。受け入れ条件の一つです。>
⑤自宅・空港間往復の日本国内交通費
⑥事前オリエンテーション参加に要する交通費
⑦現地での自由行動時の個人的費用
⑧成田空港施設使用料
⑨国際観光旅客税
⑩海外空港諸税
⑪NZeTA取得費用

参加資格 中学・高校生(ご参加時)
英語が好きな方
集団行動が出来ること

研修場所 オークランドの学校(公立)
※研修場所および宿泊はオークランドの近郊や郊外となる場合がございます。

滞在方法 ホームステイ(1～3名1家庭)

申込締切日 2027年1月25日(月)
※申込締切後も受け付ける場合がございますので、ご希望の際はお問い合わせください。
※原則として先着順に受け付けます。ホームステイ先や体験入学校の受け入れ状況により、申込締切前に締め切ることがあります。

最少催行人員 10名

添乗員 添乗員は同行しませんが、引率者(現職教員または教員経験者)が1名同行いたします。引率者は旅程管理を行いません。

旅券・査証 下記「旅券・査証」情報は日本国籍のものです。日本国籍以外の方は、ご自身の国の領事館および各国大使館等にお問合せください。
本留学には、2027年7月15日まで有効な旅券(パスポート)が必要です。
※ニュージーランド入国許可登録(NZeTA)が必要です。当社にて代行手配をご希望の場合は旅行申込後にお申込みください。
(申請実費NZ$23+観光税NZ$100+当社手続き代行料15,400円)

日程表 ※発着時間、交通機関、スケジュールは変更になる場合があります。

日時	行程(▲下車観光)	食事
3/20(土)	成田空港発 18:30　ニュージーランド航空98便にて オークランドへ　(機内泊)	機
3/21(日)	オークランド空港着　9:00　入国手続き 専用車でオークランド観光へ(昼食各自購入) (マイケル・ジョセフ サベージメモリアル公園▲、ビッグウィール▲) 研修地域へ移動 ホストファミリー宅へ (オークランド泊/ホームステイ)	機 昼:× 夕:HS
3/22(月)～3/28(日)	●平日(月～木):現地校でのプログラム ●休日(金・土・日):ファミリーと過ごす休日 (オークランド泊/ホームステイ)	朝:HS 昼:HS 夕:HS
3/29(月)	ファミリーと過ごす休日 研修地域発　20:25 オークランド空港発　23:55　ニュージーランド航空95便にて 成田へ　(機内泊)	朝:HS 昼:HS 夕:HS
3/30(火)	成田空港着　6:55　入国手続き　解散	機

※この行程は2026年9月15日現在の運航スケジュールを基準としております。
確定したお時間は別途書面にて通知いたします。
※利用予定航空会社:ニュージーランド航空(エコノミークラス)
※天候やその他現地の都合により、記載の内容が変更する場合がございます。
※×=食事なし、HS=ホストファミリーより食事が提供されます。
(朝食・昼食は滞在先にある食材を使って各自用意する場合もございます。)
※食事条件:朝8回、昼8回、夕9回(機内食はこの回数に含みません。)

ニュージーランドでの現地校体験プログラムについて

授業参加を中心に現地校授業や特別授業(マオリ文化学習など)を通してニュージーランドの学校生活・文化を体験いただきます。ニュージーランドコースには日本人生徒のみの英語レッスンは含まれません。



●体験入学校でのサンプルスケジュール

	月	火	水	木
9:00～11:00	歓迎セレモニー	授業参加	特別授業(マオリ文化)	授業参加
11:00～11:30	休み時間			
11:30～12:30	授業参加	授業参加	特別授業(マオリ文化)	授業参加
12:40～13:35	特別授業(スポーツ)	授業参加	授業参加	授業参加
13:35～14:15	昼食			
14:15～15:15	授業参加	授業参加	授業参加	特別授業(スポーツ)

※上記スケジュールは一例です。体験入学校により時間や内容は異なります。

Q&A

当プログラムでよく寄せられる質問をまとめました。こちらには記載のない内容の質問や詳しい情報は随時お問い合わせください。

Q 参加したらどんなことが期待できますか？

A 日本の学校では経験できない貴重な体験が期待できるでしょう。

現地学校の日常を体験することは、通常の短期留学ではなかなかできないことです。日本の学校との違いを肌で体験してください。また、現地生徒との交流やホームステイでの生活などを通じて、活きた英語に積極的に触れてください。

Q 現地でトラブルや悩みごとがある場合は、どうしたら良いですか？

A グループリーダーやホストファミリーへ必ず現地で相談してください。日本の家族への連絡はトラブルの元になりかねません。

学校生活やホームステイについての悩み、体調不良や怪我をした時は、我慢したり自分で判断せず、必ず相談し現地で解決しましょう。ホームステイ先のトラブルはちょっとした聞き違いや勘違いといったコミュニケーション不足による場合が殆どです。また、困ったり寂しいからといってすぐに日本の家族に連絡するのは慎みましょう。寂しい気持ちが膨張したり、ホストファミリーと行き違いが生じた段階で日本の家族へ連絡することで、日本の家族は必要以上に心配しトラブルの元となります。

Q 英語に自信がないのですが大丈夫でしょうか？

A 一番のポイントは「やる気」です。英語を学ぶ意欲があれば特に問題ありません。

ホストファミリーや学校は皆さんの英語力は特に重視しておらず、その上で受入れています。身振り手振りでも積極的に話したり、一生懸命聞くことにより、相手も好意を示してくれるでしょう。ホストファミリーや現地生徒と自己紹介や趣味、家族・友達のことなどを英語で話せる準備をしてください。家族や友達の写真を用意し、説明するのも話すネタになり有効です。

Q 服装について教えてください。

A 学校では日本の制服着用です。家庭内では私服になります。

オーストラリア・ニュージーランドは日本と逆の季節になりますので、夏服、秋服が必要です。着替えは4～5日分程度をご準備ください。奇抜な恰好は控えましょう。

※制服がない場合は、準じた服装でお願いいたします。

Q おこづかいはいくら持っていったら良いでしょうか？

A 1週間で1万5千円程度が目安。たくさん持っていく必要はありません。

必要になるお金は、飲み物やお菓子代、観光や遠足時に買うお土産代程度です。現金（オーストラリアドル・ニュージーランドドル）を出発前にご用意ください。海外では、キャッシュレス化が進んでいます。クレジットカードがあると便利です。（未成年者が作成可能なカード旅行をお申込後ご案内致します。）

Q 滞在中感染症に罹患した場合、どのようになりますか？

A 滞在時の現地や現地校の規定に則ります。

隔離が必要となった場合、宿泊費・食費は自己負担となります。体調不良時には速やかに引率者へ申し出ていただきますようお願いいたします。

Q 日本からスマートフォンは持っていった方が良いでしょうか？

A 体調不良時の連絡手段として必要です。持参ください。

学校生活やホームステイは、「英語漬け」の生活ができる貴重な機会です。日本語で電話やメールばかりしていると、ホストファミリーに心配を掛けることになりますし、失礼にあたります。また、同意無しに写真等をSNS投稿しトラブルも発生しています。通信機器（スマートフォンやタブレット端末など）は、現地では機内モードにし、通信は緊急時など必要最低限の連絡に留めましょう。ニュージーランドでは、2024年より学校内でのスマートフォン使用が法律で禁止されました。オーストラリアでは、2025年12月より16歳未満のSNS（Instagram,TikTokなど）利用が法律で禁止されました。日本人も現地滞在中は現地法律を守る必要があります。

※高額な通信料が発生する場合もございますのでご注意ください。

※校内へのスマートフォンの持ち込みを禁止している学校もあります。

Q ホームステイ先の電話やネットワーク接続（Wi-Fiなど）は使えますか？

A 緊急時に引率の先生に連絡を取りたい場合には、ホストファミリーに相談してください。

ホストファミリー宅の国際電話やネットワーク接続（Wi-Fiなど）の利用は原則禁止です。どうしてもネットワーク接続が必要な場合は、ご自身でお持ちください。

※引率の先生はネットワーク接続のサポートは出来ません。必ずご自身で設定できるよう、事前にご確認ください。

Q ホストファミリーの希望は出せますか？

A 家族構成、人種などは家庭により様々で選ぶことはできません。

ホストファミリーには様々なタイプの家庭が含まれます。両親の揃った家庭もあれば、1人暮らし、若い夫婦や退職した老夫婦の家庭などもございます。オーストラリア・ニュージーランドは多民族国家ですので人種も多種多様で、白人系、黒人系、アジア系、南米系など家庭により様々です。宗教も家庭によって異なります。

Q 食事はどんな感じでしょうか？

A 日本と比べると、食事は質素だと考えておいたほうがいいでしょう。

朝食は、トーストやコーンフレークなど、自分で準備して食べるのが一般的です。昼食は原則として「パックドランチ」を持参しますが、日本の「お弁当」とは違い、サンドイッチに果物、紙パックのジュース類程度の場合が殆どです。夕食のメニュー・品数も家庭により様々ですが、日本のように、数種類のおかずが、テーブルに並ぶことは殆どありません。日本とは異なる味、食生活と考えてください。食べられないものがあれば、ホームステイ初日に、必ずホストファミリーへ伝えておきましょう。

Q 通学はどうするのでしょうか？

A ホストファミリーなどによる送迎やスクールバスの利用が一般的です。

ただし、公共交通機関（電車・バス）の利用や、徒歩通学になる場合もございます。通学費用はかかりません。誰かと一緒に通学するのが一般的ですが、1人で通学することになる場合もございます。ホストファミリーまたは現地受け入れ機関が事前に通学方法をご案内いたします。 ※P9の「ご案内とご注意」もご確認ください。

Q 放課後や週末の過ごし方は？

A 家庭により様々です。

家庭でゆっくり過ごす場合もあれば、ホストファミリーの厚意によりショッピングやビーチなど外出する場合もございます。（外出時にかかる費用は原則各自負担になります。）また、海外では就寝時間の早い家庭が多いです。ホームステイ先の生活サイクルになじめるように努めましょう。

首都圏以外にお住まいの方へ（ご希望の際は、お申し付けください。）

国内線追加プラン

＜関西・伊丹・福岡・札幌＞ ー ＜羽田・成田＞

10,000～30,000円（片道料金）

旅行条件を記載した説明書面をお渡ししますのでご確認の上お申込みください。

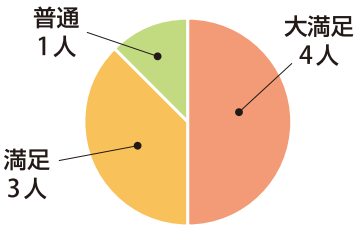
（上記以外の国内空港ご利用の場合はお問い合わせください。）

- 国内線は往復とも予約が必要となります。予約ができない場合は適用となりませんのでご了承ください。この場合、やむをえず、他の交通機関をご利用いただいた場合の諸経費は、お客様のご負担となります。
- 国際線発着時刻より24時間以内に接続する便に限りご利用いただけます。
- 国内線利用便確定後の便変更はお受けできない場合がございます。また、ご予約を変更できた場合でもお申し出の時期により航空券の再発行に関わる手数料がかかる場合がございます。
- 出発地によって追加の空港利用料がかかります。
- 手配旅行として取り扱いいたします。

第42回 春休み オーストラリア学校体験入学&ホームステイ FEVプログラムご参加者アンケート

有効回答数：8 名

1 ホームステイはいかがでしたか？



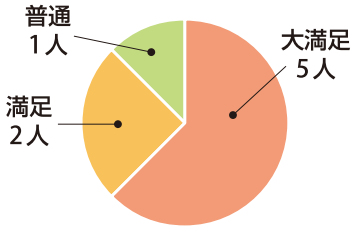
- ホスト全員がみんな優しく、たくさん子どもたちとも一緒に遊べて楽しかった
- 食事も3食してくださった、1部屋使わせてくださった、たくさんお話できた
- とても親切にしてくださり色んなことを挑戦させてくれた

2 ファミリーへのお土産は何を用意されましたか？

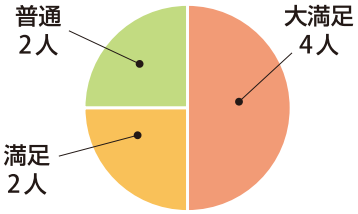


3 英会話レッスン（ESL）について

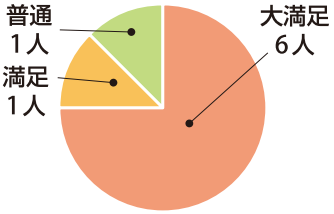
※オーストラリアコースのみ



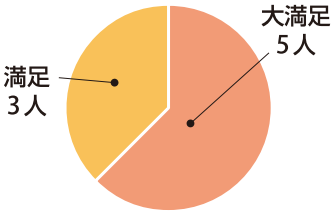
4 現地授業体験について



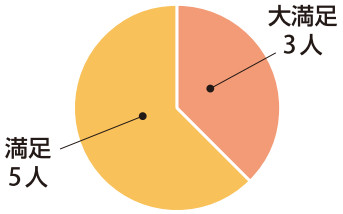
5 現地生徒との交流について



6 エクスカーション（観光）について



7 引率者（グループリーダー）について



体験談


現地にて／イメージ

第42回 オーストラリアコース参加 S.H 様
ご参加時：中学3年生

僕は英検の面接が特に苦手で、話す時に緊張などでうまく単語が出てこなく、うまく話せなかったので、今回の留学でたくさん話す経験を積み、得意にしていきたいと思い参加しました。学校では現地生徒とアニメの話で盛り上がったり、一緒に授業を楽しく受けたりとすごいよい友達とたくさん出会えました。僕が特に印象に残っている授業は体育でやったクリケットです。野球と少し似ているのですが違っている点も多かったです。バットで強く遠くまで打てた時はすごい気持ちよかったです。ホームステイ先の家族も僕らを優しくうけいれて下さり、毎日楽しく快適に生活することができました。ご飯は、うちの家庭はお米や長いソーセージなどがよくでて、どれもとてもおいしかったです。休日にはシドニー郊外に連れていって下さり、オペラハウスやフィッシュマーケットに行きました。今回の留学で最高な友達や家族に出会うことができ、また一歩人としても成長することができ非常に満足できました。今でも喪失感が抜けません。

第42回 オーストラリアコース参加 N.M 様
ご参加時：中学3年生

私がこのプログラムに参加した理由は日本とは異なる文化を教科書や映像で学ぶだけでなく実際に現地に行き生活や文化の違いを自分自身で体験し自分の視野を広げていきたかったからです。今の留学中私は沢山の事を学びました。まず、学校生活では日本との違いが多く驚くことばかりです。海外の学校ではそれぞれの個性を尊重し合う事を大切にしていました。制服はズボンが自由、髪色は自由、ピアスもつけて良くて生徒達の個性が出てました。また授業では先生との交流が多く沢山質問し、沢山学ぶことができました。
ホストファミリーとの生活では毎日色んな場所に連れていってもらい、オーストラリアの文化を教えてもらいました。また色んな事に挑戦させて下さり沢山の経験ができました。
この留学で私が学んだことは「挑戦を恐れない」と言う事です。ホストファザーからの一言で「間違えても誰も怒らない、あなたが成功に近づくための過程だよ」と教えてくれた事が一番心に残っています。その一言から私は日本に帰ってからも何事にも挑戦し、失敗しても挫折せず目標まで頑張っています。
私が自信持てたのはその一言でもあったし、留学で得た経験からでした。
失敗を恐れず、思いっきり挑戦してきてください。


現地にて／イメージ

ご旅行条件書<募集型企画旅行>

お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

⑴この旅行は、近畿日本ツーリスト株式会社（観光庁長官登録旅行業第2053号）（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
⑵契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
⑶当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行の申込み方法

⑴当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき別途パンフレットに定める申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
⑵当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
⑶申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
⑷お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
⑸申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、別途定める実費および手数料1万円をお支払いいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3.ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、当社は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
⑴お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
⑵当社は、前⑴の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様にその旨を通知し、お客様の旅行契約締結の承諾があった時に預り金を申込金に充当します。
⑶旅行契約は、当社が前項により、預り金を申込金に充当した時に成立するものとします。
⑷当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、その旨をお客様に通知し預り金の全額をお客様に払い戻します。
⑸当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合又は前⑵により当社がお客様に通知した際にお客様が旅行契約締結を承諾しなかったときは、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出又は旅行契約の締結を承諾しない旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

4.申 込 条 件

⑴ご参加にあたっては、18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
⑵参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
⑶健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
⑷当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
⑸お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
⑹当社は、お客さまが次の①か④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
⑺その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

5.契約の成立と契約書面と最終日程表

⑴旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
⑵契約書面（パンフレット、旅行条件書）と確定書面（（以下「最終日程表」という）集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの）をお渡しします。
⑶最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6.旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

7.渡航手続

⑴現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行業者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
⑵日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

8.旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
⑴航空運賃:日程表に記載された区間のエコノミークラス運賃
⑵手荷物運搬料金:航空会社の規定する荷物制限内
⑶現地学校でのプログラム費用
⑷ホームステイ宿泊料金（滞在期間中の朝食・昼食・夕食はホストファミリーにより提供されます。）
⑸現地空港・研修地域間往復の送迎費用
⑹通学費
⑺食事条件:パンフレットに明示した回数。
※上記各費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

9.旅行代金に含まれていないもの

※上記第8項以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。
⑴旅券印紙代:証券代
⑵電話代、郵便代などの個人的費用
⑶航空会社の規定する荷物制限を超える超過手荷物料金
⑷任意海外旅行保険 <必ず加入してください。受け入れ条件の一つです。>
⑸自宅・空港間往復の日本国内交通費
⑹事前オリエンテーション参加に要する交通費
⑺現地での自由行動時の個人的費用
⑻日本国内空港施設使用料
⑼日本国内空港旅客保安サービス料
⑽国際観光旅客税
⑾空港施設使用料、空港税・出国税等（以下「空港税等」という）運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
⑿燃油サーチャージ（オーストラリアコースのみ）

10.旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11.旅行代金の変更

⑴当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
⑵本項⑴の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
⑶第10項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
⑷当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

12.お客様の交替

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様の交替はできません。

13.お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

⑴お客様は、パンフレットに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
⑵お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
イ）契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第23項（表）に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
ロ）第11項⑴に基づいて旅行代金が増額されたとき。
ハ）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ニ）当社が、お客様に対し第5項⑶で定めた期日までに、最終日程表をお渡しなかったとき。
ホ）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
⑶当社は、本項⑴により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項⑵により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
⑷お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社はパンフレットに基づく取消料を申し受けます。

14.お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

⑴お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
⑵お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

15.当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

⑴お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、パンフレットに定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
⑵当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
イ）お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
ロ）お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
ハ）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
ニ）お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。 この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（パンフレットに定める取消料の中で規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33日目）に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
ホ）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
ヘ）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ト）お客さまが第4項⑹①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

16.当社による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

⑴当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
イ）お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
ロ）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ハ）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
ニ）お客さまが第4項⑹①から④のいずれかに該当することが判明したとき。
⑵本項⑴により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
⑶本項⑴イ.ハ.により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
⑷集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合各種利用券とみなし払い戻しはできません。

17.取 消 料

⑴旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しお1人につき次の取消料をお支払いいただきます。
●本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース

旅行契約の取消期日取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日前迄（ピーク時※）	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日前迄	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前から当日（旅行開始前）迄	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
⑵当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。
⑶お取消時すでに渡航手続を開始または終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要実費及び渡航手続代行料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。詳しくは取扱店におたずねください。

18.旅 程 管 理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
⑴お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
⑵本項⑴の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

19.添 乗 員 等

⑴当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第18項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
⑵添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地において当社に代って手配を代行させるもの（以下「手配代行者」という）により本項⑴の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
⑶お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
⑷添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

20.お客様に対する責任

⑴当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
⑵お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項⑴の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
⑶お荷物の損害については本項⑴の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

21.お客様の責任

⑴お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
⑵お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

⑶お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22.特別補償

⑴当社は、第20項⑴に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として2500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフイルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

⑵当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。

⑶お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登はん（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

⑷当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

⑸ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

23.旅程保証

⑴当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第20項⑴の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ）次に掲げる事由による変更
(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ）第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

⑵当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15％を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

⑶当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2：最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間または最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3：第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4：第4号または第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船など、または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船など、または一泊につき一件として取り扱います。

注5：第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

24.通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金などの支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

⑴通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」など（以下「会員番号など」といいます。）を当社にお申し出いただきます。

⑵通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。

⑶与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合当社は通信契約を解除し、パンフレットに定めた取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

⑷当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第11項⑵から⑷までの規定により旅行代金が減額された場合または第13項から第16項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。

⑸通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効などにより、旅行代金などが提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

⑹通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。

25.団体・グループの契約について

⑴当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除などに関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

⑵契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

⑶当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑷当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

26.現地受入機関による契約解除

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は、受入機関または受入家族が滞在をお断りします。また、語学学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合も同様に以後の授業への出席をお断りします。いずれの場合も滞在費、授業料の払い戻しはいたしません。また、お客様の都合で当社が手配した滞在先からホテル等の滞在になった場合の追加費用は、参加者の負担となります。

27.ホームステイの意義（参加にあたっての重要事項）

ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国の文化・習慣・ものの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

28.ホームステイ中の注意事項

⑴家事の手伝い、整理整頓、ホームステイ中の自分の部屋の片付けやベッドメイク、洗濯などはご自身で行うようにして下さい。

⑵入浴…日本のように毎日入浴する習慣がない国もありますので、必ずホストファミリーに利用方法を確認して下さい。

⑶電話…ホストファミリーの電話は緊急時などやむをえない場合以外は極力使用しないようにして下さい。電話を利用する場合は、必ずホストファミリーの許可を得てください。また、深夜の電話や長電話は控えてください。なお、使用した場合は必ずその都度電話代をお支払いください。

⑷外出…自由行動中に外出する場合は、ホストファミリーに必ず連絡して下さい。また、ホストファミリーの生活スケジュールは尊重してください。

⑸外泊…参加者本人の個人的都合によるホームステイ中の外泊の際は、必ずホストファミリーの同意を受けてください。無断外泊はホストファミリーや日本にいるご家族に心配をかけることになりかねません。

⑹その他…ホームステイ先により、上記以外にも様々なルールが設けられている場合があります。到着時に必ずご確認下さい。

29.ホームステイ中の禁止事項

⑴たばこ・酒…未成年の喫煙、飲酒は厳禁です。海外の法律は日本より大変厳しいので、ご注意ください。また、一部の国では年齢制限が日本と異なる場合がございます。家庭によっては、家での喫煙・飲酒を禁止している場合もあります。各家庭のルールに従って下さい。

⑵車の運転…慣れない海外での車やオートバイの運転は大変危険です。運転には日本の家族、ホストファミリーの同意を受けてください。

⑶ホストファミリーの許可なしに友人を家に誘ったり、食事に招いたりすることはできません。

⑷ホストファミリーの許可なしに異性を自分の部屋に入室させることはできません。

⑸上記禁止事項に違反した場合、または現地の法律に違反した場合、ホストファミリーに対して身体的または精神的に苦痛を与えた場合、ホストファミリーの所有物を故意に破損した場合は、ホスト先を出て頂くことがあります。この場合の滞在費等の返金は一切ありません。禁止事項を違反した事により、新しいホストファミリー（学生寮・ホテル等含む）の手配をした場合は、規定の手配料及び実費を申し受けます。

30.ホストファミリーについて

⑴ホストファミリーの定義…ホストファミリーは学校やホームステイ斡旋機関と契約し、海外からの受入に問題ないと判断されているペイイングホストファミリーです。ホストファミリーの家族構成は千差万別で、両親の揃った家庭、片親、老夫婦、子供のいる家庭、いない家庭、また宗教や肌の色も人種も様々です。

⑵ホストファミリーの責務…ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋と、規定回数の食事の提供が義務付けられています。プログラムに含まれない最寄駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどは、ホストファミリーの厚意によるものです。

⑶ホストファミリーの言語環境…ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。（例：マルタの場合は、英語以外の言語としてイタリア語など）家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいるケースは少なくありません。参加者との会話以外の場合は、家族間のコミュニケーションとしてご理解下さい。

⑷ホストファミリーの場所…多くのホストファミリーは、街の中心から離れた住宅街（ベッドタウン）にあります。そのため通学時間は片道平均40～60分かかる場合がほとんどです。公共交通機関の種類や運行状況も日本のように便利ではありません。また、通学費用は参加者負担となります。

⑸ホストファミリーの受入について…ホストファミリーは、参加者以外の留学生を複数名受け入れている場合があります。また、事前にその情報を入手することはできません。学校やホームステイ斡旋機関は、出来る限り国籍の同じ留学生を同一家庭に入れないよう努力しますが、ピーク時やホームステイ家庭が限られている地域はその限りではありません。

⑹ホームステイの申込み…ホストファミリーの家族構成や人種、宗教、職業などのリクエストはお受けいたしかねます。希望が認められないことを理由とする変更・取消に関しても、当社規定どおりの手数料が適用となります。

⑺ホストファミリーの決定…ホストファミリーの決定は旅行開始日の 5～7 日前にご連絡するよう努力を致しますが、ピーク時（春・夏休み時期）などにおいては、出発の直前になるまでご連絡ができない場合があります。また、一度決定した後でも、現地の事情により、ホストファミリーが変更となる場合があります。

⑻ホストファミリー宅の通知内容…ホストファミリーの情報は、お客様指定の出発案内送付先（現住所・ご家族連絡先・取扱い店舗など）へお送りいたします。ホストファミリーのプライバシー尊重のため、お知らせできる情報はお名前、住所、電話番号などの基本情報になります。それ以外の情報をご案内する場合は、受入れ家庭が、学校や手配会社へ申告した時点の情報で、現時点と異なる場合がありますのでご了承ください。

⑼ホストファミリーの変更…参加者の一方的な希望によるホストファミリーの変更はお受けできません。但し、ホストファミリーの対応等に問題がある場合は学校や斡旋機関との話し合いにより変更いたします。また、現地家庭が皆様を受け入れた後でも、やむをえない事情（家族の不幸、急病、事故、天災など）により、受け入れが出来なくなる場合があります。変更となる場合は、学校は新たな受け入れ家庭を手配いたしますが、準備が整うまでの間、別の家庭や学生寮、ホテル等の別の宿泊機関に滞在していただく場合があります。当社は、学校より変更の連絡があり次第、速やかにお客様及び日本のご家庭へご連絡いたしますが、週末や時差により遅れる場合があります。

⑽ホストファミリーの義務…ホストファミリーは、留学生が快適に勉強する環境を提供する義務があります。ホストファミリーがこの義務を怠っていると感じた場合は、速やかに学校もしくは弊社にご相談ください。

31.ご旅行条件・旅行代金の基準

⑴この旅行条件基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレットなどに明示した日となります。

⑵特別に注釈のない場合、こども代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様に適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。

⑶追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択などパンフレットに表示して追加する代金をいいます。

⑷本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金または割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、パンフレットに定める取消料、第23項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプショナルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

⑸空港税などの換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じても一切精算はいたしません。

32.その他

⑴滞在先で生じた問題は、まず添乗員もしくは現地スタッフにご相談ください。ほとんどの場合がコミュニケーション不足によるお互いの理解の行き違いが多いようです。勇気を出して話し合いをすることで解決する場合があります。それでも解決できない場合は、学校に変更希望の旨、お申し出下さい。ただし、個人的な意見による場合は変更できません。

⑵受入機関からの要請により、参加者には任意保険（海外旅行保険）への加入が義務付けられていますので、日本出発前に必ずご加入ください。

⑶旅券・航空券・その他貴重品は参加者自身で管理・保管してください。旅券・航空券の盗難、紛失の場合、当社の判断により、必要に応じて在外関係機関、航空会社等に連絡いたしますが、その際必要な手続きに関する通信費、宿泊費、および当社の手続き、斡旋費用等一切の費用は参加者の負担となります。また、手続きのための離団、単独帰国の際に購入する航空券の代金なども参加者の負担となります。

⑷お買物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物として お手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内譲渡法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

⑸海外旅行保険について
海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客さまご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

⑹旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

⑺当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

⑻この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ https://corp.knt.co.jp/ja/terms/ からもご覧になれます。

⑼保健衛生について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所　海外で健康に過ごすために
https://www.forth.go.jp/

⑽海海外危険情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省　海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省　海外旅行登録「たびレジ」https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/
外務省　領事サービスセンター（海外安全相談班）03−3580−0311

（11）渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱について
レベル 1：「十分注意してください。」
(イ)通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
(ロ)契約成立後に取消された場合には、ホームページ、パンフレット等に定める取消料をお支払いいただきます。
レベル 2：「不要不急の渡航は止めてください。」
(イ)原則催行いたしませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は(ロ)以下です。
(ロ)当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
(ハ)同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
(ニ)ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。但し、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第22項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
(ホ)渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
レベル 3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
催行を中止いたします。
レベル 4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
催行を中止いたします。

（12）個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。
イ.当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」という）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、 当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
ロ.個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」（https://corp.knt.co.jp/ja/privacy/）をご確認ください。
ハ.当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
ニ.当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
ホ.上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

旅行条件算出基準日　2026年10月8日

旅行企画・実施
（観光庁長官登録旅行業第2053号）
近畿日本ツーリスト株式会社
グローバル教育センター
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 9F
社団法人日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

2026年10月1日改訂

ご案内とご注意

お申込みの前に必ずご一読ください

ホームステイについて

- ホストファミリー（受け入れ家庭）は、全て現地受け入れ機関で決定します。
- 「ペイイング･ホームステイ」の形態となります。ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋の提供と、規定回数の食事の提供が義務付けられています。（滞在先にある食材を使って各自で用意する場合もあります。）放課後や週末の過ごし方は様々です。ホストファミリーの厚意により外出する場合もございます。（外出時にかかる費用は原則各自負担です。）
- **ホストファミリーには様々なタイプの家庭が含まれます。両親のそろった家庭もあれば、1人暮らし、若い夫婦や退職された老夫婦など家庭により様々です。人種も多種多様で白人系、黒人系、アジア系、南米系など家庭により様々です。宗教に関しても家庭によって異なります。**
- ホストファミリーの家族構成、人種、宗教、職業、年齢、性別など、その他プライバシーに関わることについての希望は出せません。（各種アレルギーなどは100%ご希望に添えない場合もありますが、現地受け入れ機関が考慮いたします。）また、一度決定されたホストファミリーを、上記を理由に変更することはできません。
- 原則1家庭に日本人2名の滞在となります。ただし、参加人数が奇数の場合や、男女比、および現地受け入れ期間の都合により、1名または3名につき1家庭になる場合もございます。ペアリングは当社にて行いますが、一緒のステイ先をご希望の方がいましたら参加申込書にご記入ください。（ただし、確約はできかねます。）
- 性別を問わず他の国の留学生が一緒に滞在している場合があります。
- 部屋は、ホストファミリーの子供や他の留学生とシェアする場合があります。
- 滞在期間中の朝食･昼食･夕食はホストファミリーにより提供されます。
 ※土曜日･日曜日は、朝食と昼食が一緒になったブランチとなる場合がございます。
 ※朝食･昼食は、滞在先にある食材を使って各自で用意する場合もございます。
 ※外食時は各自負担となる場合がございます。
- ホストファミリーはホテルと違い、家族の一員が急病になったり、急な出張の予定が入ったり、子供の学校の予定など様々な理由により、受け入れが不可能になることがあります。そのため、一度決まったファミリーがご出発前や滞在期間中に変更したり、2家庭以上にご滞在いただくことがあります。
- ホストファミリーと参加者の会話は英語になりますが、ファミリー同士やファミリーと友人の会話は、英語以外の言語が話される場合があります。
- ホストファミリーは千差万別で一様ではありません。自分のホストファミリーと友達のホストファミリーを比較することは避けてください。

体験入学をする学校について

- 原則共学となりますが、参加者が女性だけの場合は女子校、男子だけの場合は男子校となる場合がございます。
- 学校には原則日本の中学生･高校生に当たる学年の生徒が通います。ただし、参加者の年齢によってはこの限りではございません。中学生のみ通う学校、中学生から高校1年生までの学校、高校生のみ通う学校などの場合もございます。
- 体験入学校は千差万別であり、生徒数、施設、人種、宗教、タイプ（公立または私立）など各グループにより様々です。
- 一度ご案内した体験入学校が、学校の都合により変更となる場合がございます。

交流する現地生徒について

- 交流する現地生徒は全て現地受け入れ機関で決定し、現地でご案内いたします。
- 日本人生徒対交流する現地生徒の割合は1対1、複数対複数、複数対1など割合は様々です。
- 現地受け入れ機関に対して、同性で同年齢または近い年齢の交流する現地生徒をリクエストしておりますが、必ずしもそうなるとは限りません。
- 交流する現地生徒は病気により欠席することや、学校での都合により授業や休憩時間などを共にできない場合がございます。
- 都合により交流する現地生徒が変更になる場合もございます。

英会話レッスン（ESL）について

英会話の先生は、体験入学校の先生または、レッスンのために外部から派遣された先生となります。また、現地コーディネーターが英会話の先生も兼ねる場合もございます。
※オーストラリアコースのみ英会話レッスンは含まれます。

交流する現地生徒との授業参加について

- **交流する現地生徒と一緒の授業を受ける場合や、参加者全員または数名で同じクラスに入り一緒に授業を受ける場合もあります。**
- 1日の時間割、スケジュールは体験入学校により異なります。
- 小学校を併せ持つ体験入学校の場合、小学校の授業に参加する場合があります。

さよならパーティについて

実施される内容や時間､招待される方々は現地受け入れ機関により様々です。

通学について

- ホストファミリーもしくは現地受け入れ機関による送迎、カープールでの送迎(*)、スクールバスや公共交通機関（電車･バス）を利用、徒歩通学など様々です。
 - 運転者は免許保持者に限りますが、年齢は問いません。（ステイ先の子供が送迎する場合もあります。）
 - 通学費用の負担はありません。
 - ホストペアレンツやステイ先の子供などと一緒に通学するのが一般的ですが、1人で通学する場合は、ホストファミリーまたは現地受け入れ機関が事前に通学方法をご案内いたします。

(*)カープール:1台の車に複数の参加者が相乗りする方式

出入国条件・参加条件について

日本およびオーストラリア･ニュージーランドの出入国に際し、条件が設けられている場合がございます。また、オーストラリア･ニュージーランドにおける受入校や弊社が出入国の状況を鑑み、独自の参加条件を設ける場合がございます。条件等は予告なく変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

旅券（パスポート）、査証について

今回のご旅行に有効な旅券は以下の通りです。
オーストラリア:2027年6月30日
ニュージーランド:2027年7月15日
また、**オーストラリア入国許可登録（ETA）、ニュージーランド電子渡航認証（NZeTA）**の取得が必要です。詳しくはお申し込み後に取得方法をご案内致します。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券･査証取得はお客様の責任で行ってください。日本国籍でなく、ETA、NZeTAとは別の査証（ビザ）が必要な方はご連絡ください。

その他

- 同じ旅行期間で2グループ以上催行される場合もあります。同じ旅行期間で2グループ以上催行の場合、空港送迎やエクスカーション時に同じバスを共同でご利用いただく場合やさよならパーティーを合同で開催する場合があります。
- 持病やアレルギーがある場合、お申し込み時にご報告ください。（参加申込書、PERSONAL　DATA、生徒カードにご記入ください。お申し込み後に新たに病気やアレルギーが発覚した場合も速やかにご報告ください。）症状によっては病院からの診断書･処方箋（原則、英文）をご提出いただく場合や、ホームステイの受け入れ状況や航空会社の規定などにより、お断りさせていただく場合がございます。
- 現地受け入れ機関によっては所定の追加書類提出が必要となる場合もございます。
- **参加者がグループリーダーの指示に従わない場合、現地受け入れ機関から要請された場合、また病気･事故などで必要と認められる場合は、プログラム中であっても強制帰国させることがあります。（お申し込み後、グループリーダーの指示に従う旨の誓約書をご提出いただきます。）**
- 予定されている活動への不参加、単独行動などはグループリーダーの許可がない限り認められません。
- プログラム期間中、参加者が病気･傷害などの理由で医師の診断治療が必要と認められた場合は、参加者本人が不同意であってもその措置をとることがあります。その診断、治療にかかわる金銭、またその措置の結果に対して当社は責任を負うものではありません。
- 特別な配慮を必要とする方は必ず販売店にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。参加可否については別途担当者より確認･相談させていただきます。
- 当社スタッフ、現地受け入れ機関、グループリーダー、参加されたお客様が撮影した写真や動画は、予告なく当社やJCEおよび当社のグループ企業、現地受け入れ機関のホームページ･ブログ･パンフレット･SNS･情報誌･DVD･その他各種配布物などに掲載する場合があります。ただし、本人の許可なく氏名を表示することはありません。（ご都合が悪い方は、ご出発前までにその旨ご一報ください。）
- この語学研修は、オーストラリア政府観光局、ニュージーランド政府観光局よりご賛同いただいております。

2027年 春休み学校体験入学&ホームステイ 参加申込書

FAX:03-5214-0613

近畿日本ツーリスト株式会社 グローバル教育センター御中

□海外募集型企画旅行条件書(全文)およびその中の申込条件を確認しました。
特別な配慮を必要とする方はお申込みの前に必ず販売店にお申し出ください。当社は可能かつ、合理的な範囲内でこれに応じます。参加可否については別途担当者より確認・相談させていただきます。

□パンフレット記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等、その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

※渡航手続の基礎資料になりますので、正確に記入してください。

「オンライン申込」からもお申込が可能です⇒

フリガナ			男	(パスポート記載のローマ字)	
氏名			女		
生年月日	西暦 年 月 日	年齢		国籍	日本・その他() (いずれかに○、その他の場合は国名を記入してください)
学校名			学年	中学・高校()学年在学中	
現住所 ※案内書送付先	フリガナ (〒) 電話() ― ＦＡＸ() ―				
保護者の昼間緊急連絡先	氏名		続柄		携帯電話 () ―
	携帯電話 Eメール				
	※お仕事等でお電話にて応答されない時は、携帯電話のEメールにご連絡させていただく場合がございます。				

パンフレットに記載されている内容や注意事項を承諾の上、当プログラムに申し込みます。

参加者署名 記入日 年 月 日

保護者署名 記入日 年 月 日

希望コース

□オーストラリアコース 8 日間

□ニュージーランドコース 11 日間

※原則として先着順に受け付けます。
※学年・性別・参加人数などにより調整させていただく場合がございます。

●今回の研修に有効なパスポートをお持ちですか？※今回のご旅行に必要な有効期限はパンフレット P9 をご参照ください。
□いいえ □はい⇒旅券番号() 有効期間満了日: 年 月 日

●一緒にお申込み予定の方がいましたら、その方のお名前をご記入下さい。()
その方と同じ**グループ**を希望されますか？ □はい □いいえ ※ご希望に添えない場合もございます。

ホームステイ先を探すにあたり、下記ご質問にお答えください。

●アレルギーはありますか？□いいえ □はい⇒ どのような種類ですか？(以下複数回答可)
□動物⇒□犬 □猫 □鳥 □その他_____
□植物_____ □食品_____ □薬品_____ □その他_____

●健康状態 □非常に良い □良好 □あまり良くない

●持病や常備薬はありますか？□いいえ □はい⇒内容()
※症状によっては病院からの診断書・処方箋(原則、英語記入)等が必要な場合や、お断りさせていただく場合がございます。

●どこで当プログラムをお知りになりましたか？
□当社の HP を見て⇒ 検索エンジン□Yahoo! □Google □その他()
検索キーワード_____ ※例:ホームステイ
□Instagram
□旅行会社(販売店:)
□学校
□友人の紹介(紹介者名:)
□過去に参加したことがある
□その他()

販売店名

キリトリ線

プログラム説明会（予約制）

プログラム説明会（予約制）右記QRコードよりご予約ください。

日時

2026年11月14日（土）15:30～
2026年12月13日（日）10:00～

場所

東京都23区内 ※会場は後日ご案内いたします。

※説明会はオンライン（ZOOM）でも配信いたします。
遠方の方もぜひご参加ください。

お申込みからご出発まで

1 お申し込み

プログラム説明会へご参加又は、個別のご相談にてプログラム・渡航条件等を理解してからお申し込みください。
①ホームページからお申込みいただくか、「参加申込書」をご記入の上、FAX、E-mailまたは郵送にて当社へ提出してください。
②お申込金（¥70,000）を下記口座にお振込みください。お振込み手数料は各自ご負担ください。

お申込金お振込先
（振込み銀行）三菱UFJ銀行神田駅前支店
（口 座 番 号）普通預金0079743
（口　座　名）近畿日本ツーリスト株式会社
※お振込み名義はご参加者本人名で、お名前の後ろにFEVとご入力ください。（例:コクサイタロウFEV）

お申し込みの際には、P.9の「ご案内とご注意」、下記の「ご旅行条件書（抜粋）」を必ずご確認ください。

2 PERSONAL DATA（生徒カード）のご提出

（書面は別途ご案内いたします。）

3 渡航手続開始

お申し込み後、当社から渡航手続きのご案内をいたします。ご確認の上、お手続きを進めてください。

4 事前オリエンテーション

2月上旬～中旬に東京地区で開催を予定しております。（詳細は決まり次第別途ご案内いたします。）事前オリエンテーションでは参加者とグループリーダーの顔合わせを予定しており、ご出発前の準備や持ち物について話し合います。遠方の方や欠席の方には、当日の配布資料を送付いたします。また、事前オリエンテーションは、ライブ配信も予定しております。

5 旅行代金残金のお支払い

旅行代金残金、渡航手続き手数料などのお振込みに関しては2月中旬～下旬にご案内します。指定の期日までにお振込みください。

6 ホストファミリーの決定

ご出発の約7日～3日前にホストファミリーの決定通知をお送りいたします。（ただし、現地受け入れ機関の都合によりご案内が出発間際になることもあります。）
※ホストファミリーの名前・住所・電話番号はご案内いたしますが、家族構成（同居人含む）、家族の年齢、趣味、一緒に滞在している留学生に関する情報などはホストファミリーの都合や現地受け入れ機関の方針などにより、必ずしも全ての内容、情報のご案内ができない場合もあります。
※ホストファミリーの決定通知をする前に、直接ホストファミリーから手紙やメールが来る場合があります。

7 ご出発

お問い合わせ先

近畿日本ツーリスト株式会社　グローバル教育センター

プログラム説明会のご都合が合わない場合は、個別カウンセリングも実施しています。
お電話、Eメール、下記QRコードのいずれかでご予約ください。

個別カウンセリング予約はこちらから

Eメール knt-gec@or.kntct.com

営業時間
平日 9:30～17:00　休業日 土曜・日曜・祝祭日・年末年始
※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応いたしかねますので、翌営業日の受付となります。

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-6　紀尾井町パークビル9F
TEL：03-5214-0611　FAX:03-5214-0613

6044-2610-0010

旅行企画・実施

旅行企画実施
近畿日本ツーリスト
近畿日本ツーリスト株式会社 グローバル教育センター
観光庁長官登録旅行業第2053号　一般社団法人日本旅行業協会正会員
本社：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル9F
総合旅行業務取扱管理者 板倉 正
認証 J-CROSS 留学サービス審査機構
JAOS 一般社団法人 海外留学協議会会員
ACOSTA Advisory Committee on Studies Abroad
ボンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員
プライバシーマーク 10450202

お申込み・お問い合わせは

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。